

3-4 安全・安心で快適な生活環境の保全

私たちの生活を取り巻く環境は、大気や水、土壌、音、香りといった様々な要素から成り立っています。これらの環境要素が良好に保たれることは、安全・安心で質の高い生活をもたらすだけでなく、農林水産業や観光産業、移住やワーケーション等様々な形で地域を活性化する際の条件となるものであり、持続可能な社会を目指す上で前提となるものです。また、地域の生活環境を保全するためには、私たちの日常活動や事業活動による環境負荷を低減するとともに、個々の環境要素に配慮し環境への負荷の未然防止を目指して取り組むことが必要です。

将来にわたり、私たちの生活環境が快適で、地域の魅力にもつながるものであるよう、従来の公害防止を目的とした工場・事業場に対する適正な指導に加え、未規制物質も含めた化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する取組や体制づくりを進めます。

3-4-1 本県の現状

(1) 大気環境の状況

県内各地に大気常時監視測定局を設置し、大気の状態を常時監視しています。県内の大気環境は、これまでの環境施策により概ね良好な状態に保たれていますが、光化学オキシダントについては、全国的に環境基準^{※29}の達成率が極めて低く、本県でも同様の状況が続いています。特に光化学オキシダント濃度が高くなる5月から10月にかけては特別監視を実施し、健康被害の防止に取り組んでいます。

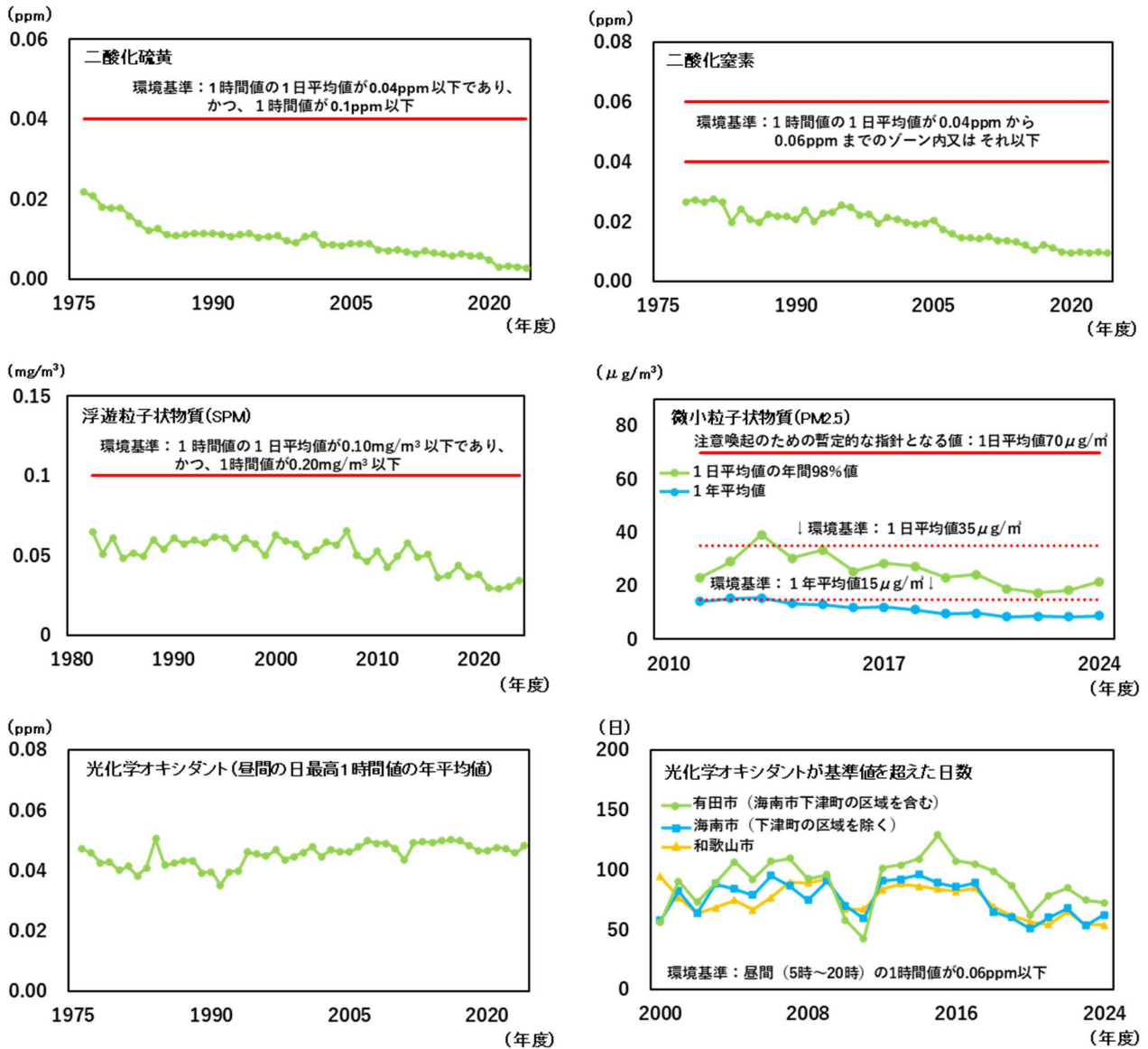


図 46. 本県の大気環境に関する指標の経年変化

※29 光化学オキシダントは、昼間（5時～20時）の1時間値が1年間のうち1回でも環境基準値（0.06ppm）を超えると環境基準が未達成と評価される。なお、2026（令和8）年度以降においては、新しい環境基準（8時間値 0.07ppm 以下、日最高8時間値の年平均値 0.04ppm 以下）の適用が予定されている。

(2) 水環境の状況

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を策定し、県内の河川、海域等公共用水域及び地下水の水質監視を実施しています。県内の水環境は、一部の公共用水域で環境基準が未達成となっていますが、概ね良好な状態に保たれています。

生活排水の処理に当たっては和歌山県全県域污水適正処理構想を策定し、下水道等の集合処理や合併処理浄化槽の設置といった効率的な整備を促進しています。

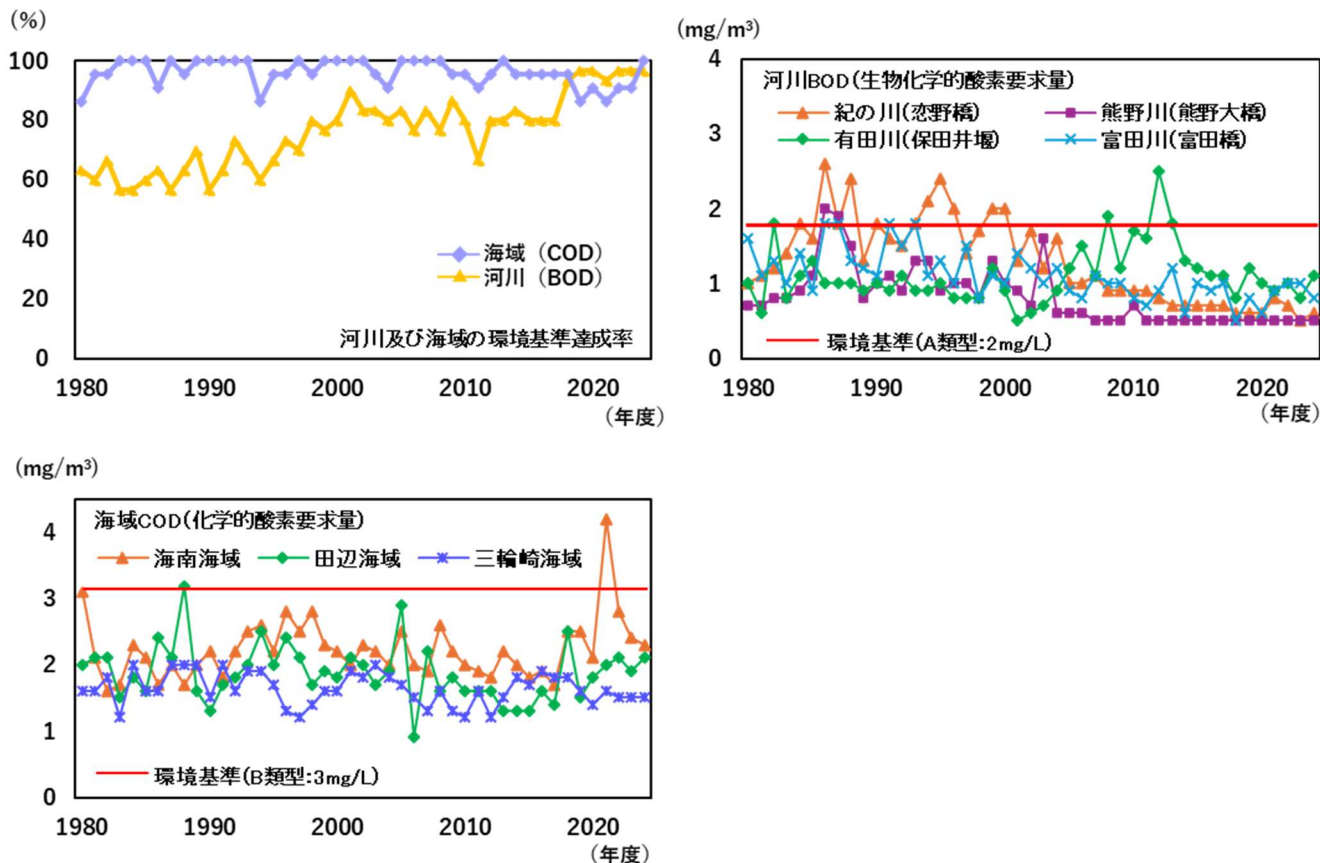


図 47. 本県の水環境に関する指標の経年変化

表 4. 河川（湖沼を除く）の種類と環境基準

類型	利用目的の適応性	生物化学的酸素要求量 (BOD)
AA	水道1級、自然環境保全	1mg/L以下
A	水道2級、水産1級、水浴	2mg/L以下
B	水道3級、水産2級	3mg/L以下
C	水産3級、工業用水1級	5mg/L以下
D	工業用水2級、農業用水	8mg/L以下
E	工業用水3級、環境保全	10mg/L以下

表 5. 海域の種類と環境基準

類型	利用目的の適応性	化学的酸素要求量 (COD)
A	水産1級、水浴、自然環境保全	2mg/L以下
B	水産2級、工業用水	3mg/L以下
C	環境保全	8mg/L以下

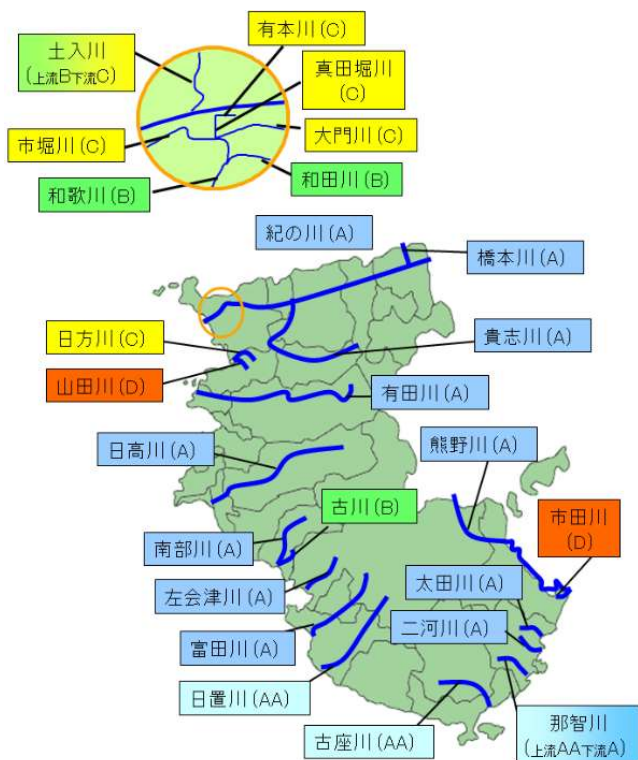


図 48. 県内河川の BOD 類指定状況



図 49. 県内海域の COD 類型指定状況

(3) 土壌環境の状況

有害物質の適切な維持管理指導等により、土壌・地下水汚染の未然防止を行うとともに、土壌汚染の拡散防止を図っています。

(4) 感覚環境（騒音・振動・悪臭）の状況

私たちの身の回りにある音や揺れ、においの発生源は、多種多様です。これらは人の感覚に左右されるため、これらが心地良く感じられる場合には日常生活に快適性をもたらしますが、不快と感じられる場合には騒音や振動、悪臭の問題として扱われています。騒音等の相談や苦情については、地域に限定的なものであることが多く、地域のニーズに応じた相談対応や規制が求められるため、規制事務の主体は市町村が担っていますが、必要に応じて情報交換や協力・連携を行っています。

(5) 化学物質対策の状況

私たちの日常生活や事業活動においては多くの化学物質が使用されています。これらの物質は、便利で快適な生活を維持する上で欠かせないものですが、大気や水、土壌に排出されることによって、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、排出量の把握や環境リスクを減らすための制度の一つとして、PRTR 制度^{※30}が設けられています。この制度による事業者の自主的な管理等を促すとともに、大規模災害時における有害物質の流出を想定した対応方法の検討や体制整備等の対策を進めています。

※30 Pollutant Release and Transfer Register の略。PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度

3-4-2 課題

(1) 大気環境の保全について

良好な大気環境の維持・向上には、ばい煙等を排出する工場・事業場において、大気汚染防止法等が確実に遵守されるとともに、適切な監視により大気状況を把握し、健康被害等の発生を未然に防止するための速やかな情報提供が求められます。

石綿（アスベスト）使用建築物の解体については、2028（令和 10）年まで全国的に増加すると予想されており、2021（令和 3）年に大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行され、すべてのアスベスト含有建材が規制対象となる等、アスベストの飛散防止対策が強化されました。また、地震や豪雨による大規模災害が予想される中、損壊・倒壊した建築物からのアスベスト飛散防止対策が必要となっています。

(2) 水環境の保全について

生活や事業活動からの排水によって水質汚濁が進むと、人の健康や生態系にまで影響を及ぼします。良好な水環境を守っていくためには、生活においては、一人一人が家庭からの排水の汚れを減らす行動を心掛け、生活排水対策を講じる行政と地域住民が一体となって水質保全を進めていくことが重要です。

また、本県の2024（令和 6）年度末の汚水処理人口普及率は72.0%であり、全国平均（93.7%）と比べ依然として低いことから、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進める必要があります。事業活動においては、水質関係法令を遵守するとともに、事業場からの排水の状況に応じた排水処理施設を設置し、適切に維持管理を行う等、水環境に配慮した排水対策が求められます。

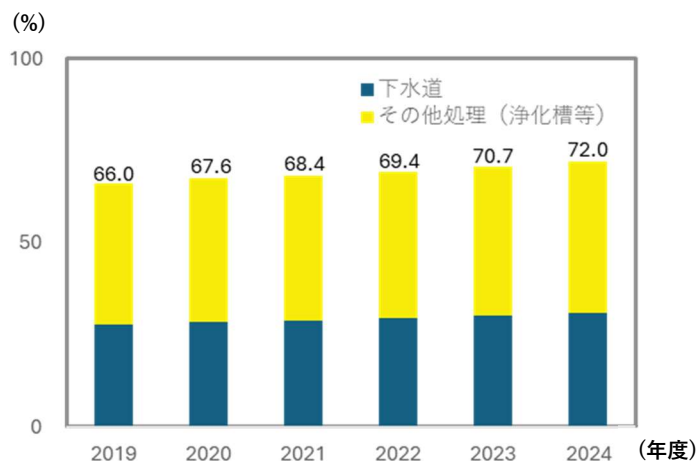


図 50. 本県の汚水処理人口普及率の推移

(3) 土壌環境の保全について

土壌汚染は一度生じると環境に対する影響が長期間にわたって継続するため、その未然防止が何より重要であり、万が一汚染を発見した場合には、速やかに汚染の範囲や状況を把握し、土地所有者等に対して汚染の除去等の対策を指導することにより、土壌汚染の拡散防止を図ることが必要となります。

(4) 感覚環境の保全について

騒音等による不快感は、個人差があり主観性を伴うものであるため、快適な感覚環境の保全・形成には、誰もが加害者にも被害者にもなり得るということを一人一人が認識し、周辺

環境に配慮した行動が求められます。また、地域の実用やニーズにより解決策は多岐にわたることから、過去に発生した類似事例等を市町村間で情報交換することも重要となります。

(5) 化学物質対策について

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質については、環境保全上の支障の未然防止のため、PRTR 制度やダイオキシン類特別措置法に基づき、環境中への排出の状況の把握や事業者指導等を着実に行う必要がありますが、近年では、PFAS 等の未規制化学物質による環境リスクも懸念され、環境中への排出状況の把握のための体制整備等が求められています。

また、大規模災害時の化学物質の流出に伴う環境リスクの低減と健康被害の未然防止の相乗効果を最大化するためには、県や市町村、事業者がそれぞれの役割等について、共通認識を持つことが必要となります。

3-4-3 望ましい姿

- 生活を取り巻く環境要素（大気や水、土壌、音等）が良好に保たれ、地域の魅力につながっている。
- 県民、事業者、行政機関等が主体的に環境負荷の低減に努め、快適な生活環境が確保されている。
- 環境リスクについて、適切な情報提供や積極的なコミュニケーションがなされ、安全・安心な暮らしが実現している。

3-4-4 具体的な取組の展開

(1) 大気環境の保全について

大気汚染常時監視システムを整備し、大気の状態を的確に把握するとともに、特に光化学オキシダントについては、2026（令和8）年度から適用予定である新しい環境基準の達成状況を注視しつつ、引き続き、速報値の発信、緊急時における注意報の発令等、迅速に情報提供を行い、健康被害の未然防止を図ります。また、長期暴露による健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、優先取組物質の測定を、県内3地点で行います。

良好な大気環境の維持・向上に向けて、ばい煙等を排出する工場・事業場について、ばい煙等の排出基準の遵守状況等を確認し、事業者における公害防止のための管理体制の維持・強化のための必要な環境保全対策の指導を行います。

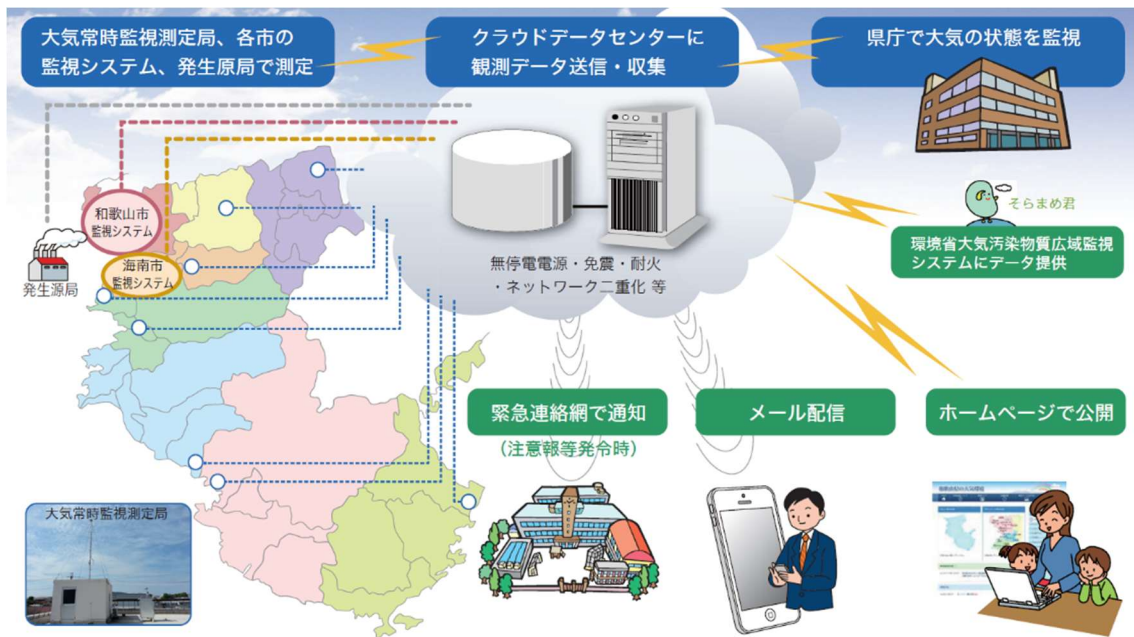


図 51. 大気汚染常時監視システムの概要

アスベストについては、大気汚染防止法に基づき届出のあった解体等現場への立入検査に加えて、事前調査結果報告制度を活用した指導を行います。また、災害時の対応を機動的に行うため、民間団体との連携を推進します。

(2) 水環境の保全について

水環境の状況を的確に把握するため、公共用水域及び地下水の水質調査を行い、結果について県のホームページ等で公開するとともに、環境基準を達成できていない項目については、その原因究明に努め、必要な対策を講じます。閉鎖性海域である瀬戸内海区域については、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づき環境大臣が定めた総量削減基本方針の削減目標量を達成するために、総量削減計画を定め、必要な措置を講じます。

良好な水環境保全のため、水質汚濁防止法特定事業場に対して排水の排出基準の遵守状況等を確認し、公害防止のための管理体制の維持・強化に必要な環境保全対策の指導を行います。

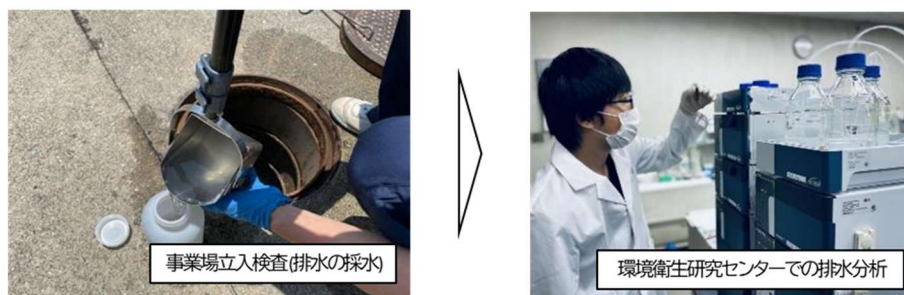


図 52. 事業場の排水の基準監視の様子

また、生活排水による水質汚濁負荷を低減するため、和歌山県全域域汚水適正処理構想に基づき、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めていきます。

(3) 土壌環境の保全について

土壌・地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の適切な維持管理等について指導を行います。

また、生じた土壌汚染については、迅速に汚染の範囲や状況を把握し、土地所有者等に対して汚染の除去等の対策を指導し、土壌汚染の拡散防止を図ります。

(4) 感覚環境の保全について

快適な感覚環境の保全・形成のため、市町村との情報交換や協力・連携を行い騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組を進めるとともに、市町村間での情報交換の場を設ける等、規制主体である市町村の取組を支援します。

また、自動車騒音実態調査や面的評価、航空機騒音調査を実施し、状況に応じて、防音対策を進めるよう関係機関に求めています。

(5) 化学物質対策について

化学物質による環境保全上の支障の未然防止のため、PRTR 制度に基づき、県内の化学物質の排出量を集計・情報提供し、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促すとともに、未規制化学物質の測定体制整備に取り組みます。また、事業者における公害防止のための管理体制の維持・強化のための必要な環境保全対策の指導を行います。

ダイオキシン類に関しては、大気、公共用水域の水質、土壌等の環境基準の状況を監視するとともに、廃棄物焼却等の特定施設を設置する事業場への立入検査を通じて、施設が適正に維持管理されるように指導を行います。

これらの環境リスクの低減のための対策に加え、有害物質が付着した災害廃棄物等の適正処理の観点から、関係者の役割等を示した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル」を活用し、市町村及び事業者と協力して大規模災害時における有害物質の流出に伴う健康被害の防止に取り組みます。